

議案第26号

平成30年度成田市水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成30年度成田市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出の補正）

第2条 平成30年度成田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額717,719千円は、過年度分損益勘定留保資金595,640千円、減債積立金50,061千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額72,018千円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額718,765千円は、過年度分損益勘定留保資金596,686千円、減債積立金50,061千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額72,018千円で補てんするものとする。」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
		支	出	
第1款	資 本 的 支 出	1,616,721 千円	1,046 千円	1,617,767 千円
第1項	建 設 改 良 費	998,460 千円	1,046 千円	999,506 千円

(債務負担行為)

第3条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
自家用電気工作物保安管理業務委託料	平成30年度から平成31年度まで	3,450千円 消費税を加えた額の範囲内
原水・浄水水質検査業務委託料	平成30年度から平成31年度まで	15,200千円 消費税を加えた額の範囲内
薬液注入設備点検業務委託料	平成30年度から平成31年度まで	970千円 消費税を加えた額の範囲内
放射性物質検査業務委託料	平成30年度から平成31年度まで	731千円 消費税を加えた額の範囲内
草刈・植栽管理業務委託料	平成30年度から平成31年度まで	5,240千円 消費税を加えた額の範囲内
配水管耐震化工事（幸町）	平成30年度から平成31年度まで	49,680千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第4条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	1 6 9, 0 0 6 千円	1, 0 4 6 千円	1 7 0, 0 5 2 千円

平成30年11月22日提出

成田市長 小 泉 一 成